

## 1 地域主権改革の推進について

(内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省)

### 【内容】

- (1) 国と地方の協議の場の法制化などを内容とする地域主権改革関連3法案について、一刻も早い成立を図ること。  
その上で、国と地方の協議の場においては、政策の企画立案の早い段階から、分科会を活用して十分に協議するなど、国と地方が対等な立場で実質的な協議ができる運営を行うこと。
- (2) 地域主権戦略大綱に基づき地域主権改革を具体化していく際は、手順や工程を明確にするとともに、地方の意見・提言を最大限踏まえ、実効ある改革を着実に推進すること。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しについては、地方の自由度の拡大に向けて、地方分権改革推進委員会の勧告で示された全ての事項について、速やかに見直しを進めること。
- (4) 国と地方の適切な役割分担を確立する上で、国の出先機関は大幅に縮小されるべきものであり、地方への事務・権限の移譲を強力に推進する「アクション・プラン（仮称）」を策定すること。  
あわせて、地方に移譲される事務・権限に見合う確実な財源措置が講じられるよう、財源の取扱いに関する具体策を検討し、同プランに明記すること。
- (5) 地方税財源の拡充は、税源移譲を基本に進め、あわせて、法定率の引き上げなど、地方交付税の充実強化を図ること。なお、現行の国庫補助負担金の一括交付金化を進めるに当たっては、社会保障、教育、社会資本整備等、地域が必要とする事業が着実に実施できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、安易に財政調整機能を持ち込まないこと。また、「地域再生基盤強化交付金」について、「地域再生計画」に位置付けた事業が着実に実施できるよう十分な措置を行うこと。
- (6) 直轄事業負担金制度については、制度廃止に向けた具体的な手順等を示し、平成25年度までの早い時期に廃止をすること。  
その際には、地方との協議を引き続き十分に行い、地方からの意見をしっかりと反映させること。
- (7) 道州制を分権改革の究極の姿として位置づけ、そのあるべき姿について検討を行うこと。

### (背景)

- 国と地方の協議の場の法制化や義務付け・枠付けの見直しなどを内容とする「地域主権改革関連3法案」については、本年3月に国会に提出されて以降、引き続き、審議が行われているところである。これら3法案は地域主権改革の推進に向けて不可欠なものであり、一刻も早い成立が期待される。

- 加えて、国は本年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、地域主権改革は実行の段階に入っている。国の「地域主権戦略会議」においては、国の出先機関の原則廃止に向けた「アクション・プラン(仮称)」の年内の策定を目指した検討や、平成23年度から導入する一括交付金の具体的な制度設計に係る検討など、改革の諸課題に関する取組が進められている。
- 一括交付金については、投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化を平成23年度以降段階的に実施することとされているが、その総額については、対象となる現行の補助金等と同額を確保することが必要である。そうした中で、地域再生法に基づく「地域再生計画」に位置付けた事業に措置される「地域再生基盤強化交付金」については、平成23年度概算要求の時点で廃止とされているが、その代替措置は明らかになっていない。
- 真の分権型社会の実現のためには、こうした国が取り組む地域主権改革が、地方の自主性・自立性を高め、住民本位の行政へとつながる取組として、着実に推進される必要がある。
- 道州制については、「地域主権戦略大綱」の中で、「道州制についての検討も射程に入れていく」とされている。今後、道州制について国として検討を進める場合には、分権改革の究極の姿としての位置づけを明確にした上で、国民的議論を活発化する形で実施される必要がある。

( 参 考 )

地域主権改革の取組

